

中小規模会社の監査制度の運用実態と監査役の意識等調査結果サマリー

日本監査役協会 事務局

1. はじめに

当協会の会員数は、本年4月末現在、5,600社を超え、会員構成は大会社が4,569社（構成比率約81%）、大会社以外の会社（以下「中小規模会社」という）が1,002社（構成比率約18%）、その他の会社が49社（構成比率約1%）となり、中小規模会社の割合が増加している。

当協会では、第34期の重点計画として中小規模会社の会員の皆様を対象とする事業活動を拡充することとなったが、今般その一環として、『中小規模会社の監査制度の運用実態と監査役の意識等調査』を、中小規模会社1,002社を対象に本年3月1日～3月19日まで実施し、593社からご回答をいただいた（すべて匿名。回答率約60%）。

本調査は、中小規模会社各社の監査制度の運用実態と会員の皆様の当協会事業活動に対するご意見をお伺いし、今後の当協会事業活動の参考にさせていただくほか、中小規模会社会員の皆様の監査役監査に対するお考えや、日ごろの活動状況等を浮き彫りにすることを企図するものである。

当協会では、これらの調査結果を十分に踏まえ、中小規模会社の実態を検討し、今後の中小規模会社の監査役監査活動の支援に努めていきたいと考えている。

本稿では、同調査結果の一部をサマリーとして紹介する。なお、文中のパ－センテージは、原則として回答会社数593社を母数として算出している。

2. 回答会社のプロフィール

回答会社の約60%が親会社のない会社であった。このうちオーナー会社でない会社が343社（57.8%）と、オーナー会社229社（38.6%）を上回った。取締役会は、577社（97.3%）で設置している一方で、法定の監査役会がない会社は438社（73.9%）に上る（法定の監査役会がある会社は129社、21.8%）。

監査役の員数については、1名（99社、16.7%）、2名（258社、43.5%）、3名（198社、33.4%）、4名（11社、1.9%）といった状況で、**複数の監査役を設置する会社が多く見受けられた。**社外監査役については、0名（46社、7.8%）

1名(202社、34.1%)、2名(206社、34.7%)、3名(72社、12.1%)と、社外監査役を招聘する傾向が高いことが窺える。なお、常勤の社外監査役は、1名(232社、39.1%)、2名(6社、1.0%)であることから、社外監査役の常勤化が進んでいることがわかる。監査役の権限を会計監査に限定している会社は、(18社、3.0%)と少数で、限定していない会社は563社(94.9%)という状況であった。

3. 監査役監査の環境満足度

現在の監査役監査の環境については、満足(130社、21.9%)、概ね満足(392社、66.1%)、不満足(54社、9.1%)という状況であり、相対的には満足感を持っていることがわかる。満足を感じている理由の第1位は、「代表取締役の理解があること」で、94.6%が回答している。一方、不満足である理由の第1位は、「重要情報が監査役に入らないこと」で、30社(55.6%)が回答している。

なお、不満足を感じている回答者のうち、「代表取締役の理解がないこと」を理由にしたのは、24社(44.4%)であった。

4. 内部統制システムに係る監査

内部統制システムに係る取締役会決議または取締役間の決定を行った会社は(194社、32.7%)、当該決議または決定をしていない会社は377社(63.6%)であった。親会社の有無に着目して分析すると、親会社がある中小規模会社のうち、内部統制システムに係る取締役会決議または決定をしている会社は、224社中、83社(37.1%)、同決議または決定をしていない会社は136社(60.7%)であった。子会社側での決議や決定がなくても親会社の指導の下で内部統制システムを整備する場合があるが、独自の決議をしている会社も少なくない。

これに対し、親会社がない中小規模会社362社中、内部統制システムに係る取締役会決議または決定をしている会社は、109社(30.1%)、同決議または決定をしていない会社は240社(66.3%)であった。今後、中小規模会社においても内部統制システムに関する取締役会での議論が高まっていくものと思われる。

5 . 企業不祥事の未然防止の事例

回答者からは、以下のような事例が報告された。不祥事が発生していたとしても早期に発見することで、会社に著しい損害が及ぶことを防止する監査役の機能を改めて認識させられるものであった。

- ・ 業務不振の子会社をフォローし続け、改善見込みが望めないと断じて、特別清算に追い込んだ。
- ・ 長期にわたる営業マンの空出張による経費使用を発見した。
- ・ 営業所における経理担当者による印紙・切手流用による経費支出の詐欺を発見した。
- ・ 労務問題の発生防止を図り、非正社員の待遇改善を指導した。
- ・ 売上計上時期の判断による粉飾（逆粉飾の場合もある）決算を阻止した。
- ・ 一部事業において、残業が 36 協定を超過している事実があり、検討した結果、基準局へ特別事項付き協定を届出させることで、違法状態を正常化させた。
- ・ 監査役、内部監査人、担当外従業員によるプロジェクトチームを組成し、高額商品の全数（技打ち）棚卸しを実施した。
- ・ 無許可による事業の開始前に停止させた事、粗利の詳細情報不明な時点での出資を停止させた。

以上